

別表六(十六)

「18」又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合
の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(十六)

令七・四・一以後終了事業年度分

認 定 事 業 者 に 関 す る 事 項										
沖縄県知事の認定年月日		・	実 施 期 間	・	計 画 の 名 称 (認 定 番 号)	()				
工 業 用 機 械 等 の 取 得 価 額 に 関 す る 明 細										
措法第42条の9第1項の表の各号の該当号		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
事 業 種 目		2								
資 産 区 分	種 類	3								
	構造、用途、設備の種類又は区分	4								
	細 目	5								
	取 得 年 月 日	6	・	・	・	・	・	・	・	
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	7	・	・	・	・	・	・	・	
	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	8	円	円	円	円	円	円	円	
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9									
差 引 改 定 取 得 価 額 (8) - (9)	10									
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算										
当 期 分	取 得 価 額 の 合 計 額 (10)の合計	11	円	前 期 繰 越	差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (15) - (16)	19	円			
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (25の計)	20				
	税 額 控 除 限 度 額 $((11) - (12)) \times \frac{15}{100} + (12) \times \frac{8}{100}$	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(20)のうち少ない金額)	21				
	調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	14			調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の⑥」)	22				
	当 期 税 額 基 準 額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15			当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (21) - (22)	23				
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (13)と(15)のうち少ない金額)	16			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (18) + (23)	24				
	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の⑦」)	17								
	当 期 税 額 控 除 額 (16) - (17)	18								
	翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算									
	事 業 年 度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	25	円	当 期 控 除 可 能 額	26	円	翌 期 繰 越 額 (26) - (27)	27	円
・										
・										
・										
・										
・										
・										
・										
・										
・										
計			(21)							
当 期 分	(13)		(16)							
合 計										
機 械 設 備 等 の 概 要										

P26参照

別表六(十六)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第1号」)	第42条の9第1項の表の第1号	00493	「18」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第2号」)	第42条の9第1項の表の第2号	00494	
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第3号」)	第42条の9第1項の表の第3号	00495	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第4号」)	第42条の9第1項の表の第4号	00496	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第5号」)	第42条の9第1項の表の第5号	00497	

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9第2項(同条第1項 の表の第1号から第5号まで)	00411	「23」欄の金額